

《総則》

学校は、自分の叶えたい目標を実現し、社会に出て貢献するために必要な準備を行う場所です。皆さん一人ひとりが鈴鹿中等教育学校での生活を通して、知識や技術を身につけること、自主・自律の精神を養っていき、礼節を重んじること、自らの持つ資質を伸ばして開花させ、知性と品格のある教養人に育ってほしいと願っています。

そのため、鈴鹿中等教育学校では、「鈴鹿中等教育学校 生徒心得」を制定し、5つの目標を掲げます。

- (1) 学習活動を通して、さまざまな知識や技術を身につけることはもちろん、時間や期限を守ることの大切さや自主性、計画性を身につける。
- (2) 集団生活を通して、他者を思いやる心や協働する力を持ち、ルールやマナーを守ることの大切さを理解し、社会的な適応力を培う。
- (3) 制服を正しく着ることを通して、身だしなみを意識し、自身の品格を高め、鈴鹿中等教育学校の生徒としての誇りを持つ。
- (4) あいさつを励行し、目上・目下を問わず他の人に対して敬意を持って接する。また、友人間であっても正しい言葉遣いを心がけ、礼節を重んじる人になる。
- (5) 部活動や生徒会活動、ボランティア活動などに積極的に参加し、心身の健康や自己研磨に努め、奉仕の精神を身につける。

次の《細則》では、5つの目標を実現するためのルールを明示しています。それらのルールは、皆さんが守るものであると同時に、皆さんを守るものでもあります。「鈴鹿中等教育学校 生徒心得」をよく読んで、これらのルールの意義を理解し、行動しましょう。

《細則》

1. 登下校

充実した学校生活を送るうえで規則正しい生活習慣や時間の管理は何よりも大切になります。起床・就寝時間を固定し、十分な睡眠時間の確保や朝食をとることなどを心がけていきましょう。

(1) 登校

朝の SHR(8時25分)に、教室にいなかった場合は遅刻とする。スクールバスの遅れは公遅とする。公共交通機関の遅れは、該当機関が発行する遅延届のある場合のみ公遅とする。遅刻した生徒は、各職員室にある「遅刻届」に記入し、担当教員の指示により教室に入ること。

(2) 欠席・遅刻

欠席・遅刻の連絡は、必ず保護者に Web または電話で学校に連絡を入れてもらうこと。ただし電話連絡を入れる場合は、8時以降に限る。

(3) 下校時間

最終下校時刻は18時00分とする。後期課程(4～6年生)の生徒は補習・質問などで、担当教員の許可がある場合は延長することができる。

(4) 公共交通機関

登下校において、公共交通機関を利用する場合は、車内外のマナーに留意すると共に、絶えず乗降時の安全確認をすること。

(5) 下校

前期課程(1～3年生)の生徒は、下校途中での飲食や寄り道は禁止する。

2. 学習活動

各教科における学習活動は学校生活の中心となります。これらの学習活動を通して、幅広い知識と豊かな教養を身につけるとともに探求心を養いましょう。また、学習活動を行うにふさわしい環境を作ること一人ひとりが意識し、行動に移していきましょう。

(1) ベル授業

チャイムとともに授業が開始できるようにすること。10分間の休み時間に授業の準備や教室移動などを行うこと。もし、授業に遅刻した場合は、各職員室にある「入室許可証」に記入し、授業担当者に渡すこと。保健室を利用していた場合は、「保健室利用届」を渡すこと。

(2) 開始と終了のあいさつ

一人ひとりが気持ちよくあいさつをすることを心がけること。

(3) 教室環境

授業を受けるにふさわしい教室環境(机をそろえる、ごみを拾う、ロッカーを整理する、黒板を消すなど)をつくることを心がけること。

(4) 課題や準備物

各教科で出された課題を、指定された期日に遅れることがないように計画を立てて取り組んでいくこと。授業がある前日に各教科での準備物を確認し、忘れることのないようにすること。もし、忘れた場合は、必ず担当教員に伝えに行くこと。

(5) 授業への取り組み

授業に対して主体的に取り組むこと。また、グループやペアワークでは、教室に掲示されているルールや各教員からの指示を守ること。

3. 校内生活・集団生活

これまで育ってきた環境が異なる人がたくさん集まると、自分とは違う考え方を持つ人もいます。しかし、自分とは違うからといって、仲間外れにすることや他者を傷つけるような言動、SNS(LINE, twitter, facebook, instagram など) で人権を侵害するような表現は絶対にしてはいけません。違いを認め、助け合いや譲り合いなどの協調性を持って生活を送りましょう。

(1) 持ち物

学習に必要な道具や教科書など持ち物にはすべて記名すること。金銭はもちろん他のものであっても貸し借りをしてはいけません。

(2) 不要物

学校生活に関係ないものは、学校に持ち込まないこと(例: 漫画、雑誌、ゲーム機、トランプ、お菓子類、化粧品など)。場合によって不要物は、一時預かることがある。

(3) 貴重品

金銭は必要以上に持ってきてはいけません。貴重品について、1・2年生は貴重品ロッカーで各自管理すること。3年生は朝のSHRで担任が回収し、帰りのSHRで返却する。必要な場合は、担任または学年の教員に許可を取り、一時返却を申し出ること。

(4) 携帯電話・スマートフォン

校内での携帯電話・スマートフォンの使用については次のとおりとする。

《前期課程》

授業で許可された場合を除き、校内では電源を切り、使用を禁止する。ただし、保護者の方に連絡をするなどやむを得ない場合は、教員に使用の許可を取り、教員監督のもと使用を許可する。

《後期課程》

授業で許可された場合と、放課後の使用のみ許可する。ただし、使用場所は教室のみとし、歩きスマホなどマナーに反する使い方は禁止する。

※前期課程・後期課程の生徒ともに上記の内容に違反し、教員の指導に応じない場合は一時預かることもある。

(5) 学校施設

公共物であることを意識し、大切に扱うこと。もし、ガラス等、施設を破損した場合は、速やかに教員に届け出ること。原則として、自費修理とする。

(6) 外出

校内からの無断外出は禁止する。体調不良などで早退する場合は、各職員室にある「早退願・早退許可書」に記入し、学級担任または学年の教員の指示に従うこと。

(7) 学校の許可を要する行為

集会などを目的とする学校施設の使用や、校内掲示・放送、校内での印刷物の刊行・配布、募金活動などを行うときは担当教員又は生活指導部(生徒会)の許可をとり、担当教員の責任のもと行うこと。

4. 身だしなみ

身だしなみは、あなた自身の品位や品格を表現するとともに鈴鹿中等教育学校の品位や品格を表現するものです。いたずらに流行を追うことなく、常に端正で清潔な服装を心がけるようにしましょう。

冬服	学校指定のブレザー、冬スラックス又は冬スカート、長袖シャツ、ネクタイ又はリボンを着用
夏服	・学校指定の半袖シャツと夏スラックス ・学校指定の半袖セーラーと夏スカート
靴	黒または濃茶の革靴(ローファー)または運動に適した靴
上履き	学校指定のもの(学年別に色指定)
靴下	白、黒、紺などの派手でないものとする。女子のタイツは、無地で、黒に限る。
ベルト	黒、紺、茶など派手でないものとする。
体操服	学校指定の体操服
体育館シューズ	学校指定のもの。使用時以外は教室の個人ロッカーで袋に入れて保管すること。
雨具	自転車通学は白色系の雨合羽使用のこと。
カバン	通学用カバンは特に指定はない。学習用品が入り、持ち運びに便利なもの

(1) 制服

衣替え期間は設けないが、6月1日から夏服、10月1日から冬服を目安とし、各自気候に応じて着用し、学校指定のニットベスト、カーディガン、ウインドブレーカーで各自調整すること。

※鈴鹿中学校・高等学校生(31期まで)の生徒は、無地の華美でない(黒やグレーなど)ものであれば、学校指定以外のカーディガンを着用してもよい。

(2) 防寒具

学校指定のウインドブレーカーを着用すること。ただし、後期課程の生徒は、学校指定以外の防寒具を着用してもよい。学校指定以外の防寒具については、次のとおりとする。

- ・ブレザーの上から着用し、ブレザーが隠れる程度の長さとする。
- ・形はコートタイプのみとし、無地で色は黒、紺、グレー、ブラウンのみとする。
- ・防寒具には、フード付きや裏起毛でもよいものとする(ファーは禁止)。
- ・ナイロン製の防寒具は禁止する。
- ・高価でないものとする。

《学校指定以外の防寒具 見本イラスト》



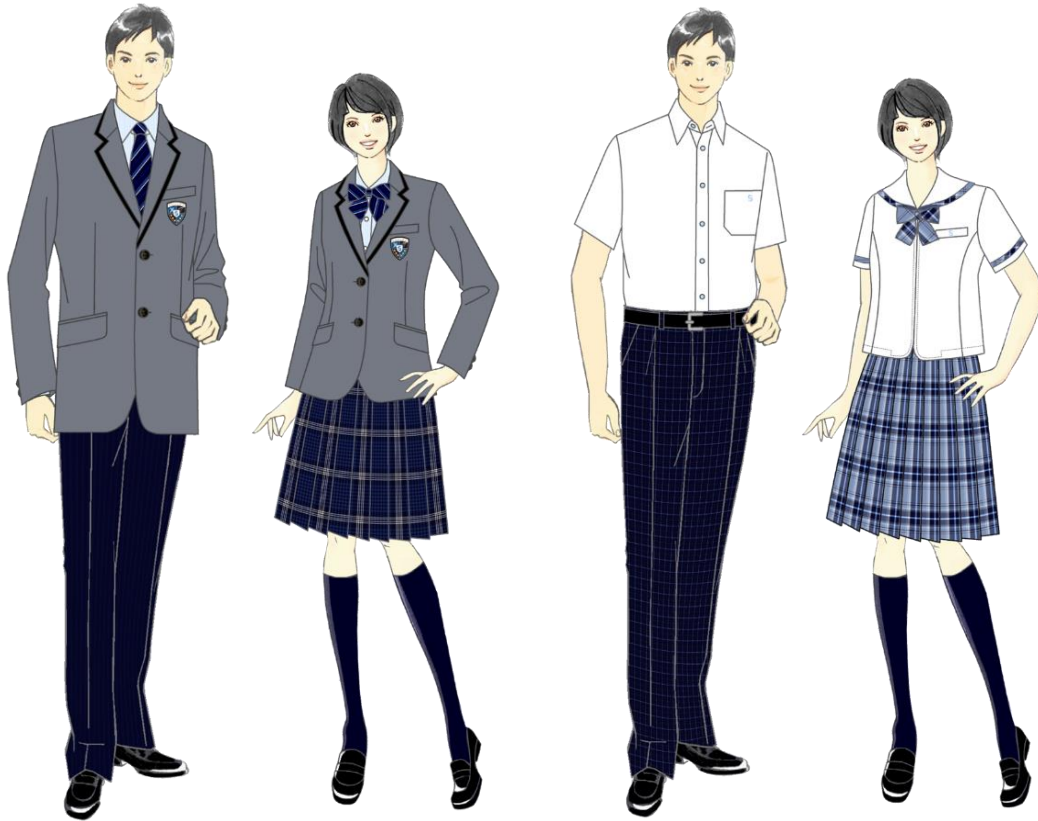
(3) 正しい制服の着方

・冬服のシャツの裾は、ズボンまたはスカートの中に入れること。

※鈴鹿中等教育学校の男子生徒は、夏服もシャツの裾を入れること。

・スカートの長さは、膝下（膝がスカートでおおわれる程度）を基準とし、成長に応じて膝頭が出る程度までを上限する。

《正しい制服の着方 見本イラスト》



(4) 頭髪

清潔感に留意し、染色・パーマなど加工しないこと。

(5) その他

ピアス、ネックレスなどのアクセサリーや化粧などはしないこと。

5. 礼節

相手に対して心からの敬意や思いやりの気持ちを持って接することを心がけましょう。

(1) あいさつ

誰に対しても自分からあいさつすることを心がけること。

(2) 言葉遣い

軽率で軽薄な言葉遣いをする事なく、誰に対しても正しい言葉遣いをする事。

6. 部活動や生徒会活動，ボランティア活動

(1) 学級活動

- ・自他の悩みを解決する場として，率直に自他の問題をクラスに提案する。
- ・クラスの仲間を大切に，一人ひとりが役割と責任を果たし，社会正義溢れる集団とする。
- ・前期課程においては，各クラスで立てた目標を絶えず点検すること。

(2) 生徒会活動

・積極的に参加し，明るい学校づくりに貢献すること。また，ほかの集団から尊敬され，見本とされる集団となること。

- ・委員会に関しては次のとおりである。

委員会：体育委員会、文化委員会、人権委員会、保健委員会、園芸委員会、整美委員会、図書委員会

(3) 部活動

前期課程のみ

《運動部》

男子バスケットボール部、サッカー部、軟式野球部、女子バスケットボール部、女子バレーボール部、剣道部(R2年より募集停止)

前・後期課程

《運動部》

男子硬式テニス部、女子硬式テニス部、陸上競技部

《文化部》

吹奏楽部、美術部、科学部、英語部、放送部、茶道部、クイズ研究部

後期課程のみ

《運動部》

バスケットボール同好会、フットサル同好会

※平日は火曜日から金曜日までを活動日とし，月曜日は活動しない。原則として土・日曜日は続けて活動しない。ただし後期課程運動部は活動場所割当の都合から月曜日に活動することがある。

※部活動での服装は，基本的に制服，学校指定の体操服，ウインドブレーカーなどの防寒具，またはクラブで揃えたジャージとする。それ以外のものは，顧問が色，形などを認めた場合は着用してもよい。休日の登下校の服装も同様とする。

(4) ボランティア活動

ボランティア活動に興味を持ち，自ら進んで参加し周囲と協力して活動することを通して，奉仕の精神を養い，自分自身を知ることにつなげていくこと。

7. その他

(1) アルバイト

原則として禁止する。ただし、後期課程の生徒は、家庭の事情などによりやむをえない場合は、学級担任を通して生活指導部に許可願いを申請すること。

(2) 自動車・自動二輪車・原付の免許取得について

原則として禁止する。ただし、家庭の事情・就職などによりやむをえない場合は、学級担任を通して生活指導部に許可願いを申請すること。

(3) 忌引き・出席停止

欠席日数・欠課時数に数えず、授業時数は欠課分を差し引いて記録する。忌引きの日数は一親等（父・母）が5日、二親等（祖父母・兄弟姉妹）が3日、その他の親族が1日である。

学校感染症による出校停止は、次の表のとおりである。

第2種	出席停止期間
インフルエンザ (鳥及び新型インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで (症状が出た日の翌日を1日目として数える)
百日咳	特有の咳が消失するまで または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふく)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで

第1種：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ

※出席停止期間：完全に治癒するまで

第3種：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、

その他の感染症

(感染性胃腸炎、サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、急性細気管支炎、EBウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、带状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎、伝染性膿痂疹〔とびひ〕、伝染性軟属腫〔水いぼ〕、アタマジラミ、伝染性軟属腫〔水いぼ〕、疥癬、皮膚真菌症〔カンジダ感染症、白癬感染症、トングランス感染症〕)

※出席停止期間：症状により学校医などにおいて感染のおそれがないと認めるまで

(4) 自転車通学

- ・自転車で通学する場合は、保険に必ず加入すること。
- ・自転車で通学する場合は、学級担任を通して担当教員に申し出て許可を得、登録シールを自転車に貼ること。
- ・自転車通学生徒は、常に交通ルールを遵守すること。
- ・雨天時は、白色系の雨合羽を使用すること（傘さし運転は禁止）。
- ・2人乗りなど、危険な乗り方は絶対にしないこと。
- ・サドルの高さは両足が地面につく程度にし、みだりに高くしないこと。
- ・故意に変形させるなど、危険とみなされるハンドルは禁止する。
- ・自転車は、必ず2箇所以上施錠し、決められた場所に保管すること。
- ・新しい自転車を購入した場合も点検を受けて再登録すること。
- ・前期課程の生徒は、ヘルメットを着用すること。また、本校購入品以外を使用する場合、ヘルメットシールを購入し、貼付すること。
- ・自転車点検における「点検項目」は別に定める。

※再三の指導にもかかわらず、交通法規や通学規定が守ることができない場合は、自転車通学を禁止する場合がある。

(5) 選挙運動・政治的活動（満18歳以上の生徒）

校外における選挙運動・政治的活動については、各家庭の判断のもと、公職選挙法に基づき、法律の範囲内で行うこと。違法・暴力的になる可能性が高い活動や学業や生活に支障がある場合は禁止する。

※有権者としての注意事項

- ・ウェブサイトを利用した選挙活動は認められているが、電子メールを使用して選挙活動をしてはならない。また、転送により頒布することもできない。ただし、facebook や twitter などのメッセージ機能は電子メールには含まない。
- ・HPや電子メール等を印刷して頒布してはならない。
- ・候補者に関して虚偽の事項を公開してはならない。
- ・特定の候補者を当選または落選させる目的で、金品の授受を行うことは禁止されている。また、報酬を受け取って選挙活動に従事することも、一定の場合を除いて禁止されている。

(6) 災害時の登校について

○台風

- ・終日授業の日

始業時前に鈴鹿市に「暴風警報または特別警報」が発令中の場合は、登校しない。

午前10時までに「暴風警報または特別警報」が解除された場合は以下のとおりである。

- ①午前6時までに解除された場合 始業時間 8：25（平常授業）
- ②午前7時までに解除された場合 始業時間 9：25（2限目より開始）
- ③午前8時までに解除された場合 始業時間 10：25（3限目より開始）
- ④午前8時～午前10時までに解除された場合 始業時間 解除から2時間後
- ⑤解除がこの時間を過ぎた場合は、臨時休校とする。

- ・ 午前授業の日または夏期・冬期の課外補習のとき
午前7時の時点で「暴風警報または特別警報」が発令されている場合は、臨時休校とする。
- ・ 定期考査期間のとき
午前6時の時点で「暴風警報または特別警報」が発令されている場合は、臨時休校とする。
- ・ 「大雨洪水警報」が出ている場合
登校に支障のある地域の生徒のみ学校に連絡をとり、指示を受けること。

○地震

- ・ 警戒警報，警戒宣言が出された場合は、「暴風警報または特別警報」と同じ扱いとする。

17年4月制定

20年4月改訂

18年6月改訂

19年3月改訂